

財政対策プログラム対象事業の結果区分について

対象事業（施設）

- (1) 財政対策プログラム対象事業のうち、財政対策方針が「保留」、財政対策検討が「継続」とされている事業
- (2) (1) 以外の事業で、実際に廃止・削減を実施した結果、決定された廃止・削減内容の見直しを含め、改めて市の対応が求められている事業

※ここでいう事業とは、財政対策プログラムの事業名称に記載された予算事業を単位（公共施設にあっては施設単位）とするものです。

結果区分

A【復活】事業（施設）継続

- ・ 財政対策プログラム見直し前（平成 29 年度）の内容で事業を継続するものであり、事業の復活等を意味します（施設については、見直し前の施設開館日・時間の運営に戻します）。
- ・ 事業復活時期の目途については、ヒアリング指示事項等に記載します。

B【縮小】事業費の削減（施設開館日・時間の短縮）

- ・ 財政対策プログラム見直し前（平成 29 年度）の内容から、事業費の削減を決定します（施設については、施設の開館日・時間の短縮を決定します）。
- ・ 平成 30 年度の緊急財政対策の見直し内容で、「縮小」や事業の一部を「休止」とされたものについて、当該見直し内容のとおりとすることを決定するものです（休止は廃止となります）。
ただし、当該見直し内容の一部について復活する場合、取り組み手法を変更する場合、予算査定で実施規模を判断する場合等、当該見直し内容と異なる点については、ヒアリング指示事項等に記載します。
- ・ 財政対策プログラムにおいて、平成 31 年度以降に事業見直しを予定するとされたもの（別紙②）及び財政対策プログラム以外の事業について、見直し内容を決定するものです。

C【変更】事業の組み立ての変更・事業費ゼロでの実施等

- ・ 事業そのものの実施手法等を変更し、新たな事業へ転換するものです（事業費の一部を削減し取り組み手法を変更するものについては、B区分となります）。
- ・ 新たな事業実施手法等について検討を行う時期については、必要に応じてヒアリング指示事項等に記載します。

D【廃止】事業（施設）廃止

- ・ 平成 30 年度の緊急財政対策の見直し内容で、事業そのものを「休止」とされたもの等について、事業の廃止を決定するものです（施設については、廃止を決定するものです）。
- ・ 財政対策プログラムにおいて、平成 31 年度以降に事業見直しを予定するとされたもの（別紙②）について、事業の廃止を決定するものです。
- ・ 原則として、令和元年度末に事業を廃止するものです。

E【保留】縮小・休止の継続

- ・ 平成 30 年度の緊急財政対策の見直し内容で「縮小」「休止」とされた判断を継続（保留）するものです。
- ・ 改めて方向性の検討を行う時期については、必要に応じてヒアリング指示事項等に記載します。